

議第二十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表四の項第二号ロ中「実技試験」を「在職者又は県内在校生であつて、実技試験」に、「三十五歳に達していない者であつて、」を「二十五歳未満であるもの（」に、「以外の者（」を「を除く。」に、「三十五歳未満の者」を「二十五歳未満の在職者等」に改め、同号ハ中「三十五歳未満の者」を「二十五歳未満の在職者等」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 一 この表において「在校生」とは、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 公共職業能力開発施設（法第十五条の七第一項各号に掲げる施設をいう。）において職業訓練を受けている者又は法第二十七条第一項の規定による職業能力開発総合大学校において指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（県内の施設において訓練期間が一年の訓練を受けている者を除く。ロにおいて「短期訓練生」という。）を除く。）
 - ロ 認定職業訓練施設（法第二十五条に規定する職業訓練施設をいう。）において職業訓練を受けている者（短期訓練生及び現に雇用されている者を除く。）
 - ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者
 - ニ イからハまでに掲げる者のほか、知事が認める者
- 二 この表において「県内在校生」とは、在校生のうち、実技試験の受検の申請をする日に

- において次のいずれかに該当する者をいう。
- イ 県内に住所を有する者
 - ロ 県内に所在する前号に規定する施設又は学校において訓練を受け、又はこれに在学する者
 - ハ イ及びロに掲げる者のほか、知事が認める者
 - 三 この表において「在職者」とは、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者
 - ロ イに掲げる者のほか、知事が認める者

別表第二十二の表一の項中

26 ガス吸着法による細孔径分布測定

一

件につき 二〇、六六〇	26 ガス吸着法による細孔径分布測定 27 三次元粗さ解析電子顕微鏡 イ SEM観察（一か所一枚の写真撮影を含む。） ロ 粗さ解析 ハ 元素分析		
を			

30 温度

イ 簡易温度計

一件につき

三、一四〇

削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表十の項

		一件につき	一件につき
		九、九〇〇	三、〇七〇

に改め、同表五の項中第二号を

一件につき	三、〇七〇
-------	-------

を

49 吸水速乾性試験	48 燃焼性試験
------------	----------

一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
六、〇一〇円に 一試料について 一視野増すこと に二、六七〇円 を加えた額	五、四四〇円に 一試料について 一視野増すこと に二、一〇〇円 を加えた額	四、八七〇円に 一試料について 一視野増すこと に一、五三〇円 を加えた額	二〇、六六〇

に改め、同表四の項中

48 燃焼性試験

中

	ロ 熱電対	一件につき	九、〇三〇
--	-------	-------	-------

を

31 屈折率	30 温度		一件につき	一、〇
	ロ 熱電対	イ 簡易温度計		
			一件につき	三、一

に改める。

二〇	三〇	四〇
----	----	----

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

三次元粗さ解析電子顕微鏡に係る一般理化学試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。